

寝屋川市は、市内で創業する皆様、商店街等へ出店する皆様にサポートします！

寝屋川市

創業・商店街等出店 応援事業補助金

創業又は商店街等への出店に係る経費の一部を寝屋川市が支援します。

1. 補助対象者

① 創業希望者

(寝屋川市の特定創業支援等事業を受けた方(2か月以内に受ける見込みの方を含む。))

② 商店街等出店希望者

2. 補助対象経費

賃借料(敷金・礼金等を除く)

外装工事・内装工事費用

設備・備品の購入費用

事業の販路開拓に係る経費

※パソコン、プリンタ、家具等の汎用性があり、目的外使用になり得るもの等、一部対象外になるものがあります。

※国、大阪府、他の団体等の補助金、交付金等の交付を受けているものは除きます。

※詳細については、産業振興センター(Tel072-828-0751)までお問い合わせください。

3. 補助対象額

補助対象経費の2分の1(上限50万円)

※補助対象経費は、消費税及び地方消費税を除きます。

創業相談、補助金など寝屋川市内での創業に関するお問い合わせは…

寝屋川市立産業振興センター
(寝屋川市まちづくり推進部産業振興室)

TEL 072-828-0751

住所 寝屋川市東大利町2-14

4. 補助金交付までの流れ（イメージ）

特定創業支援等事業による支援とは…

市経営支援アドバイザーが1月以上にわたって行う、創業相談に係る「経営」「財務」「人材育成」「販路開拓」の4つの分野のアドバイス等（創業支援セミナーを含む。）をいいます。

① 創業希望者

創業希望者

寝屋川市の特定創業支援等事業による支援を受け、その証明を取得。
※証明は市が発行します。

創業希望者

窓口にて申請書類を受理、要綱に沿って申請書と必要書類を揃え、提出
※提出前に申請書類を寝屋川市経営支援アドバイザーにアドバイスしてもらうこともできます。

寝屋川市の特定創業支援等事業による支援を受けていない方は
申請から2か月以内に当該支援を受け、その証明を取得してください。

提出された書類を審査し、不備等がなければ交付決定通知書を送付します。

市

創業希望者

開業届の提出。設備・備品の購入等（補助事業）。

創業希望者

補助事業完了後2週間以内に完了報告書を市へ提出。

提出された書類を審査し、不備等がなければ交付確定通知書を送付します。その後、指定いただいた口座に補助金をお振込いたします。

市

② 商店街等出店希望者

商店街等
出店希望者

窓口にて申請書類を受理、要綱に沿って申請書と必要書類を揃え、提出
※提出前に申請書類を寝屋川市経営支援アドバイザーにアドバイスしてもらうこともできます。

提出された書類を審査し、不備等がなければ交付決定通知書を送付します。

市

商店街等
出店希望者

事業開始。設備・備品の購入等（補助事業）。

商店街等
出店希望者

補助事業完了後2週間以内に完了報告書を市へ提出。

提出された書類を審査し、不備等がなければ交付確定通知書を送付します。その後、指定いただいた口座に補助金をお振込いたします。

市